

令和 7 年栗山町議会定例会

9 月 定 例 会 議 議 案

開会 令和 7 年 9 月 2 日

栗 山 町 議 会 議 場

令和 7 年栗山町議会定例会
9 月定例会議

議 事 日 程

令和 7 年 9 月 2 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 番 案 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
4		一 般 質 問	
5	議 案 第 1 6 号	令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 5 号）	
6	議 案 第 1 7 号	令和 7 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）	
7	議 案 第 1 8 号	令和 7 年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算 （第 1 号）	
8	議 案 第 1 9 号	令和 7 年度栗山町介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	
9	議 案 第 2 0 号	令和 7 年度栗山町水道事業会計補正予算 （第 2 号）	
10	議 案 第 2 1 号	令和 7 年度栗山町下水道事業会計補正予算 （第 1 号）	

11	認 第 1 号	令和 6 年度栗山町一般会計歳入歳出決算の認定 について	
12	認 第 2 号	令和 6 年度栗山町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について	
13	認 第 3 号	令和 6 年度北海道介護福祉学校特別会計歳入 歳出決算の認定について	
14	認 第 4 号	令和 6 年度栗山町介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について	
15	認 第 5 号	令和 6 年度栗山町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	
16	認 第 6 号	令和 6 年度栗山町住宅団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	
17	認 第 7 号	令和 6 年度栗山町工業団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	
18	認 第 8 号	令和 6 年度栗山町水道事業会計決算の認定に ついて	
19	認 第 9 号	令和 6 年度栗山町下水道事業会計決算の認定に ついて	
20	報 第 6 号	令和 6 年度栗山町健全化判断比率について	
21	報 第 7 号	令和 6 年度栗山町資金不足比率について	
22	報 第 8 号	放棄した債権の報告について	
23	報 第 9 号	令和 6 年度栗山町内部統制評価報告について	
24	報 第 10 号	令和 6 年度一般財団法人栗山町農業振興公社 決算の報告について	

[illegible]

会 務 報 告

6 月 9 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会報酬を考える小委員会を委員会室で開催した。
10 日	北海道町村議会議長会第 7 6 回定期総会及び議長・事務局長研修会に議長が出席した。 (於 札幌市)
11 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
12 日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃 日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を委員会室で開催した。
〃 日	産業福祉常任委員会を委員会室で開催した。
13 日	広報広聴常任委員会を議員控室で開催した。
〃 日	総務教育常任委員会を委員会室で開催した。
14 日	栗山消防団春季連合消防演習に議長が出席した。
16 日	令和 7 年度北方領土復帰期成同盟空知地方支部理事会・通常総会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)
20 日	くりやま夏まつり実行委員会に議長が出席した。
〃 日	令和 7 年度栗山地区警察官友の会会員総会に議長が出席した。
24 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
〃 日	栗山町暴力追放運動推進協議会令和 7 年度総会に議長が出席した。
25 日	栗山地区保護司会協力雇用主会令和 7 年度定期総会に議長が出席した。
26 日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃 日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
27 日	令和 7 年度北海道栗山高等学校を考える会総会に議長が出席した。
28 日	北恵庭駐屯地創立 7 5 周年記念行事に議長に代わって副議長が出席した。
7 月 1 日	徳島県美波町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
2 日	南空知町村議会議員親睦パークゴルフ大会に議長外 8 名が出席した。 (於 由仁町)
3 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
4 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
8 日	令和 7 年度北海道町村議会議員研修会に議長外 1 0 名が出席した。 (於 札幌市)
9 日	芽室町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃 日	中川町議会が視察のために来町したので議長が応接した。

15 日	岩手県矢巾町議会会派が視察のために来町したので議長が応接した。
16 日	令和 7 年度空知町村議会議長会議員研修会に議長外 1 0 名が出席した。 (於 妹背牛町)
25 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	栗山消費者協会、栗山町ボランティア連絡協議会との一般会議を勤労者福祉センターで開催した。
〃 日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃 日	夕張市議会・栗山町議会合同議員研修会に議長外 1 0 名が出席した。 (於 夕張市)
31 日	青森県三沢市議会議会改革推進会議が視察のために来町したので議長が応接した。
8 月 4～6 日	空知町村議会議長会中央要望実行運動に議長が出席した。 (於 東京都)
7 日	栗山町中国人殉難者供養会に議長に代わって副議長が出席した。
8 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
18 日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃 日	栗山地区防犯協会令和 7 年度定期総会に議長が出席した。
〃 日	N E O 議員の学校を議場及び議員控室で開催した。
19 日	北海道町村議会議長会主催議会広報研修会に広報広聴常任委員会委員長外 4 名が出席した。 (於 札幌市)
20 日	令和 7 年度栗山町戦没者追悼式に議長が出席した。
21 日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃 日	そらち南農業協同組合、そらち南農業協同組合女性部、そらち南農業協同組合青年部、栗山町農民協議会、栗山土地改良区との一般会議を第 1 会議室で開催した。
22 日	栗山町議会議友会との一般会議を議員控室で開催した。
〃 日	栗山商工会議所・栗山商工会議所青年部・一般社団法人栗山青年会議所との一般会議をカルチャープラザ「E k i」で開催した。
25 日	空知町村議会議長会令和 7 年第 3 回役員会に議長が出席した。 (於 沼田町)

議 案 の 提 出 に つ い て

令和7年栗山町議会定例会9月定例会議に議案第16号から議案第27号まで及び認定第1号から認定第9号まで及び報告第6号から報告第10号まで並びに同意第1号までを別紙のとおり提出する。

令和7年9月2日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町長 佐々木 学

議 案 第 1 6 号

令和 7 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）

令和 7 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 2 3 7 , 9 5 0 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 0 , 9 5 5 , 2 1 2 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		3,880,000	134,400	4,014,400
	1 地方交付税	3,880,000	134,400	4,014,400
13 分担金及び負担金		86,000	3,150	89,150
	1 負担金	86,000	3,150	89,150
15 国庫支出金		1,333,117	1,762	1,334,879
	2 国庫補助金	662,491	1,762	664,253
16 道支出金		837,893	32,629	870,522
	2 道補助金	464,265	32,629	496,894
18 寄附金		304,252	71,500	375,752
	1 寄附金	304,252	71,500	375,752
19 繰入金		537,816	△307,138	230,678
	1 基金繰入金	537,675	△307,138	230,537
20 繰越金		50,000	301,074	351,074
	1 繰越金	50,000	301,074	351,074
21 諸収入		318,158	573	318,731
	5 雑入	180,705	573	181,278
歳 入 合 計		10,717,262	237,950	10,955,212

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,412,242	140,284	2,552,526
	1 総務管理費	2,353,679	140,284	2,493,963
3 民生費		2,236,143	662	2,236,805
	1 社会福祉費	1,552,322	662	1,552,984
	2 児童福祉費	683,648	－	683,648
6 農林水産業費		580,351	36,655	617,006
	1 農業費	550,463	36,655	587,118
7 商工費		253,964	244	254,208
	1 商工費	253,964	244	254,208
8 土木費		1,803,932	14,190	1,818,122
	2 道路橋梁費	806,620	－	806,620
	3 河川費	14,400	14,190	28,590
9 消防費		331,078	4,335	335,413
	1 消防費	331,078	4,335	335,413
10 教育費		972,968	4,293	977,261
	1 教育総務費	306,581	1,149	307,730
	3 中学校費	53,097	3,144	56,241
13 諸支出金		5,127	37,287	42,414
	1 償還金及び還付加算金	5,127	37,287	42,414
歳 出 合 計		10,717,262	237,950	10,955,212

歳入歳出事項別明細書

歳入		(単位：千円)					
款		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項				区分	金額	
	目						
⑪	地方交付税	3,880,000	134,400	4,014,400			
	1 地方交付税	3,880,000	134,400	4,014,400			
	1 地方交付税	3,880,000	134,400	4,014,400	1 普通交付税	134,400	
⑬	分担金及び負担金	86,000	3,150	89,150			
	1 負担金	86,000	3,150	89,150			
	4 農林水産業費負担金	-	3,150	3,150	1 農業費負担金	3,150	農業経営高度化支援事業受益者負担金
⑮	国庫支出金	1,333,117	1,762	1,334,879			
	2 国庫補助金	662,491	1,762	664,253			
	1 総務費国庫補助金	150,756	1,100	151,856	1 総務管理費補助金	1,100	新しい地方経済・生活環境創生交付金
	2 民生費国庫補助金	49,540	662	50,202	1 社会福祉費補助金	662	障害者総合支援事業費補助金 231 地域診療情報連携推進費補助金 431
⑯	道支出金	837,893	32,629	870,522			
	2 道補助金	464,265	32,629	496,894			
	4 農林水産業費道補助金	376,191	32,629	408,820	1 農業費補助金	32,629	強い農業づくり事業補助金 9,015 畑地化促進事業補助金 19,764 農業経営高度化支援事業補助金 3,850
⑰	寄附金	304,252	71,500	375,752			
	1 寄附金	304,252	71,500	375,752			
	1 寄附金	304,252	71,500	375,752	1 総務寄附金	71,500	ふるさと応援寄附金追加 70,000 企業版ふるさと応援寄附金追加 1,500
⑲	繰入金	537,816	△ 307,138	230,678			
	1 基金繰入金	537,675	△ 307,138	230,537			
	1 財政調整基金繰入金	333,095	△ 307,138	25,957	1 財政調整基金繰入金	△ 307,138	
⑳	繰越金	50,000	301,074	351,074			
	1 繰越金	50,000	301,074	351,074			
	1 繰越金	50,000	301,074	351,074	1 前年度繰越金	301,074	
㉑	諸収入	318,158	573	318,731			

新しい地方経済・生活環境創生交付金
 障害者総合支援事業費補助金
 地域診療情報連携推進費補助金

強い農業づくり事業補助金
 畑地化促進事業補助金
 農業経営高度化支援事業補助金

ふるさと応援寄附金追加
 企業版ふるさと応援寄附金追加

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項					区分	金額	
		目						
②①	5	雑入	180,705	573	181,278			
	2	雑入	180,700	573	181,273	2 雑入	573	過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源		一般財源	区分	金額		
						国道支出金	地方債					その他
②	総務費		2, 412, 242	140, 284	2, 552, 526			70, 200	70, 084			
	1	総務管理費	2, 353, 679	140, 284	2, 493, 963			70, 200	70, 084			
		1 一般管理費	84, 725	70, 284	155, 009				70, 284	12 委託料	618	懸垂幕作成業務
										24 積立金	69, 666	減債基金積立金
		12 企画費	27, 833	-	27, 833			200	△200			
		24 ふるさと納税推進費	300, 029	70, 000	370, 029			70, 000		11 役務費	21, 596	通信運搬費 運搬料追加 7, 000 手数料 ふるさと納税返礼品追加 14, 000 代理納付システム決済追加 596
										12 委託料	1, 540	ふるさと応援寄附業務追加
										13 使用料及び賃借料	7, 788	ふるさと納税システム等使用料追加
										24 積立金	39, 076	ふるさと応援基金積立金追加
	③	民生費		2, 236, 143	662	2, 236, 805	1, 762			△1, 100		
	1	社会福祉費	1, 552, 322	662	1, 552, 984	662						
		1 社会福祉総務費	435, 218	△3, 811	431, 407				△3, 811	27 繰出金	△3, 811	介護保険特別会計繰出金減額
		4 心身障害者福祉費	653, 037	1, 327	654, 364	662			665	12 委託料	1, 327	障がい者福祉システム改修
		5 総合福祉センター費	23, 970	3, 146	27, 116				3, 146	14 工事請負費	3, 146	総合福祉センター高圧引込ケーブル改修工事
	2	児童福祉費	683, 648	-	683, 648	1, 100			△1, 100			
		2 保育所運営費	376, 225	-	376, 225	1, 100			△1, 100			
⑥	農林水産業費		580, 351	36, 655	617, 006	32, 629		3, 150	876			
	1	農業費	550, 463	36, 655	587, 118	32, 629		3, 150	876			
		3 農業振興費	427, 306	29, 655	456, 961	28, 779			876	18 負担金補助及び交付金	29, 655	負担金 栗山町農業振興公社事業追加 876 補助金 農地利用効率化等支援 5, 175

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
⑥	1	3								18		畑地化促進事業 担い手確保・経営強化支援事業	19,764 3,840
		4 総合土地改良事業費	71,489	7,000	78,489	3,850		3,150		17 備品購入費	7,000	産業機器	
	⑦	商工費		253,964	244	254,208				244			
	1	商工費	253,964	244	254,208				244				
		2 観光費	10,929	244	11,173				244	8 旅費	244	普通旅費	
⑧	土木費		1,803,932	14,190	1,818,122				14,190				
	2	道路橋梁費	806,620	-	806,620								
		4 地方道路整備費	320,526	-	320,526					12 委託料	8,558	釣橋補修実施設計	
									14 工事請負費	△8,558	朝日橋補修工事減額		
	3	河川費	14,400	14,190	28,590				14,190				
		2 河川維持費	13,513	14,190	27,703				14,190	12 委託料	14,190	河川浚渫業務追加	
⑨	消防費		331,078	4,335	335,413				4,335				
	1	消防費	331,078	4,335	335,413				4,335				
		1 消防費	330,978	4,335	335,313				4,335	18 負担金補助及び交付金	4,335	負担金 南空知消防組合追加	
⑩	教育費		972,968	4,293	977,261			1,300	2,993				
	1	教育総務費	306,581	1,149	307,730			1,300	△151				
		5 学園費	75,842	△151	75,691				△151	27 繰出金	△151	北海道介護福祉学校特別会計繰出金減額	
		7 学校経営改善費	57,582	1,300	58,882			1,300		18 負担金補助及び交付金	1,300	補助金 栗山高校女子野球部支援事業	
	3	中学校費	53,097	3,144	56,241				3,144				
		1 学校管理費	30,516	3,144	33,660				3,144	10 需用費	493	修繕料 建物追加	
									14 工事請負費	2,651	栗山中学校エレベーター改修工事		
⑬	諸支出金		5,127	37,287	42,414				37,287				
	1	償還金及び還付加算金	5,127	37,287	42,414				37,287				

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑬	1	2 償還金	1,077	37,287	38,364				37,287	22 償還金利子及び割引料	37,287	過年度児童手当負担金返還金 358 過年度障害者医療費道費負担金返還金 98 過年度障害者医療費国庫負担金返還金 5,400 過年度子どものための教育・保育給付費道費負担金返還金 1,587 過年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 1,523 過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 23,609 過年度障害者自立支援給付費等道費負担金返還金 2,764 過年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金 1,237 過年度障害児入所給付費等道費負担金返還金 422 過年度低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 97 過年度介護保険料軽減道費負担金返還金 3 過年度子育てのための施設等利用給付国庫交付金返還金 126 過年度子育てのための施設等利用給付道費交付金返還金 63

議 案 第 1 7 号

令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,330,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 道支出金		946,919	1,800	948,719
	1 道補助金	946,919	1,800	948,719
歳入合計		1,328,600	1,800	1,330,400

歳出	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		909,803	1,800	911,603
	1 療養諸費	782,551	1,800	784,351
歳出合計		1,328,600	1,800	1,330,400

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
②	道支出金		946,919	1,800	948,719			
	1	道補助金	946,919	1,800	948,719			
		1 保険給付費等 交付金	946,919	1,800	948,719	1 普通交付金	1,800	

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
②	保険給付費		909,803	1,800	911,603	1,800						
	1	療養諸費	782,551	1,800	784,351	1,800						
		2 療養費	5,000	1,800	6,800	1,800			18 負担金補助 及び交付金	1,800		

議 案 第 1 8 号

令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第1号）

令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 繰入金		80,195	△151	80,044
	1 繰入金	80,195	△151	80,044
6 諸収入		331	680	1,011
	1 雑入	331	680	1,011
歳 入 合 計		111,580	529	112,109

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 教育費		110,876	529	111,405
	1 介護福祉学校費	110,876	529	111,405
歳 出 合 計		111,580	529	112,109

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
④	繰入金		80,195	△ 151	80,044			
	1	繰入金	80,195	△ 151	80,044			
		1	繰入金	80,195	△ 151	80,044	1 一般会計繰入金	△ 151
⑥	諸収入		331	680	1,011			
	1	雑入	331	680	1,011			
		1	雑入	331	680	1,011	1 雑入	680

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
①	教育費		110, 876	529	111, 405			680	△151			
	1	介護福祉学校費	110, 876	529	111, 405			680	△151			
		1 介護福祉学 校費	110, 876	529	111, 405			680	△151	8 旅費	52	普通旅費追加
										13 使用料及び 賃借料	226	バス借上料追加
										18 負担金補助 及び交付金	251	補助金 介護学生包括連携協定自治体介護人材確保支 援事業派遣

議 案 第 1 9 号

令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金		344,971	9,904	354,875
	1 国庫負担金	223,259	9,024	232,283
	2 国庫補助金	121,712	880	122,592
5 支払基金交付金		355,785	108	355,893
	1 支払基金交付金	355,785	108	355,893
6 道支出金		201,528	592	202,120
	1 道負担金	189,527	50	189,577
	2 道補助金	12,001	542	12,543
8 繰入金		258,333	△3,448	254,885
	1 一般会計繰入金	229,061	△3,811	225,250
	2 基金繰入金	29,272	363	29,635
9 繰越金		1,000	25,637	26,637
	1 繰越金	1,000	25,637	26,637
歳 入 合 計		1,404,010	32,793	1,436,803

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		1,270,414	400	1,270,814
	5 高額医療合算介護サービス費	4,100	400	4,500
4 基金積立金		372	8,732	9,104
	1 基金積立金	372	8,732	9,104
6 諸支出金		241	23,661	23,902
	1 償還金及び還付加算金	100	23,661	23,761
歳 出 合 計		1,404,010	32,793	1,436,803

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
	項	目				区分	金額		
④	国庫支出金		344,971	9,904	354,875				
	1	国庫負担金	223,259	9,024	232,283				
		1	介護給付費負担金	223,259	9,024	232,283	1 現年度分	80	
			2	過年度分		8,944			
	2	国庫補助金	121,712	880	122,592				
		1	調整交付金	95,934	29	95,963	1 普通調整交付金	29	介護給付費財政調整交付金追加
			2	地域支援事業交付金	21,620	851	22,471	2 過年度分	851
⑤	支払基金交付金		355,785	108	355,893				
	1	支払基金交付金	355,785	108	355,893				
		1	介護給付費交付金	342,929	108	343,037	1 現年度分	108	
⑥	道支出金		201,528	592	202,120				
	1	道負担金	189,527	50	189,577				
		1	介護給付費負担金	189,527	50	189,577	1 現年度分	50	
	2	道補助金	12,001	542	12,543				
		1	地域支援事業交付金	12,001	542	12,543	2 過年度分	542	
⑧	繰入金		258,333	△ 3,448	254,885				
	1	一般会計繰入金	229,061	△ 3,811	225,250				
		1	介護給付費繰入金	158,763	50	158,813	1 現年度分	50	
		4	その他一般会計繰入金	23,890	△ 3,861	20,029	1 事務費等繰入金	△ 3,861	
	2	基金繰入金	29,272	363	29,635				
		1	介護給付費準備基金繰入金	29,272	363	29,635	1 介護給付費準備基金繰入金	363	
⑨	繰越金		1,000	25,637	26,637				

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項					区分	金額	
		目						
⑨	1	繰越金	1, 000	25, 637	26, 637			
	1	繰越金	1, 000	25, 637	26, 637	1 前年度繰越金	25, 637	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
②	保険給付費		1,270,414	400	1,270,814	159		108	133	18 負担金補助 及び交付金	400	
	5 高額医療合算介護サービス費		4,100	400	4,500	159		108	133			
	1 高額医療合算介護サービス費		4,000	400	4,400	159		108	133			
④	基金積立金		372	8,732	9,104				8,732	24 積立金	8,732	介護給付費準備基金積立金
	1 基金積立金		372	8,732	9,104				8,732			
	1 介護給付費準備基金積立金		372	8,732	9,104				8,732			
⑥	諸支出金		241	23,661	23,902				23,661	22 償還金利子 及び割引料	280	過年度保険料過誤納還付金及び還付加算金 追加
	1 償還金及び還付加算金		100	23,661	23,761				23,661			
	1 第1号被保険者保険料還付金		100	280	380				280			
	2 償還金		-	23,381	23,381				23,381			
									22 償還金利子 及び割引料		23,381	過年度返還金

議案第20号

令和7年度栗山町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	支出 （既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	399,771 千円	3,753 千円	403,524 千円
第1項 営業費用	378,069 千円	3,753 千円	381,822 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のように補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	36,166 千円	3,753 千円	39,919 千円

令和 7 年度 栗山町水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用	399,771	3,753	403,524	
1 営業費用	378,069	3,753	381,822	
2 配水及び給水費	21,962	421	22,383	配水管その他浄水の配水にかかる設備及び給水装置の維持管理に要する費用追加
3 業務費	23,939	2,957	26,896	給水量の検針及び料金の調定に要する費用追加
4 総係費	32,235	243	32,478	事業活動の全般に関する費用追加
5 受託工事費	5,697	132	5,829	給水装置工事及び修繕用の受託工事に要する費用追加
仮払消費税	(13,878)	(-)	(13,878)	

給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(1) 5	1,949	19,444	12,270	33,663	6,256	39,919
補正前	(-) -	(1) 5	1,949	17,733	10,835	30,517	5,649	36,166
比 較	(-) -	(-) -	-	1,711	1,435	3,146	607	3,753

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	276	3,823	1,662	623	606	4,775	469	36	-	12,270
	補正前	78	3,696	771	623	942	4,291	398	36	-	10,835
	比 較	198	127	891	-	△336	484	71	-	-	1,435

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	－	5	－	19,444	11,544	30,988	6,256	37,244
補正前	－	5	－	17,733	10,109	27,842	5,649	33,491
比 較	－	－	－	1,711	1,435	3,146	607	3,753

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	276	3,441	1,662	623	606	4,431	469	36	－	11,544
	補正前	78	3,314	771	623	942	3,947	398	36	－	10,109
	比 較	198	127	891	－	△336	484	71	－	－	1,435

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(1) -	1,949	-	726	2,675	-	2,675
補正前	(-) -	(1) -	1,949	-	726	2,675	-	2,675
比 較	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末	勤勉	通勤	計
	補正後	-	344	382	-	726
	補正前	-	344	382	-	726
	比 較	-	-	-	-	-

議案第21号

令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	支出 （既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	471,802 千円	830 千円	472,632 千円
第1項 営業費用	456,781 千円	830 千円	457,611 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のように補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	18,522 千円	830 千円	19,352 千円

令和 7 年度 栗山町下水道事業会計補正予算実施計画
収益的收入及び支出

支出

(単位：千円)

款項目		既決予定額	補正予定額	計	備考
1	下水道事業費用	471,802	830	472,632	
	1 営業費用	456,781	830	457,611	
	3 総係費	25,669	830	26,499	事業活動全般に関する経費追加
	仮払消費税	(13,377)	(-)	(13,377)	

給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(-) 2	-	9,813	6,231	16,044	3,308	19,352
補正前	(-) -	(-) 2	-	9,388	5,856	15,244	3,278	18,522
比 較	(-) -	(-) -	-	425	375	800	30	830

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	198	2,009	-	1,022	336	2,391	203	72	-	6,231
	補正前	318	1,905	-	1,003	90	2,265	203	72	-	5,856
	比 較	△120	104	-	19	246	126	-	-	-	375

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	2	-	9,813	6,231	16,044	3,308	19,352
補正前	-	2	-	9,388	5,856	15,244	3,278	18,522
比 較	-	-	-	425	375	800	30	830

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	198	2,009	-	1,022	336	2,391	203	72	-	6,231
	補正前	318	1,905	-	1,003	90	2,265	203	72	-	5,856
	比 較	△120	104	-	19	246	126	-	-	-	375

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-
補正前	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-
比 較	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末	勤勉	通勤	計
	補正後	-	-	-	-	-
	補正前	-	-	-	-	-
	比 較	-	-	-	-	-

認定第 1 号

令和 6 年度栗山町一般会計歳入歳出決算 の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度栗山町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 6 年度栗山町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度栗山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 6 年度北海道介護福祉学校特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度北海道介護福祉学校特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第4号

令和6年度栗山町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度栗山町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 6 年度栗山町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度栗山町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 6 号

令和 6 年度栗山町住宅団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度栗山町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第7号

令和6年度栗山町工業団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度栗山町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 6 年度栗山町水道事業会計決算の認定 について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度栗山町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第9号

令和6年度栗山町下水道事業会計決算の認定 について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度栗山町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

報告第6号

令和6年度栗山町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度栗山町健全化判断比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.92)	— (19.92)	6.4 (25.0)	59.1 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。
- 2 括弧内は栗山町における早期健全化基準を表している。

栗山町監査第 14 号
令和 7 年 8 月 15 日

栗山町長 佐々木 学 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

令和 6 年度栗山町各会計に係る財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 6 年度栗山町各会計に係る健全化判断比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度栗山町一般会計、栗山町国民健康保険特別会計、北海道介護福祉学校特別会計、栗山町介護保険特別会計、栗山町後期高齢者医療特別会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計、栗山町工業団地造成事業特別会計、栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計に係る健全化判断比率

2 審査の期間

自 令和 7 年 7 月 2 8 日

至 令和 7 年 7 月 2 8 日

3 審査の手続き

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度との 比 較	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	備 考
①実質赤字比率	—	—	—	1 4 . 9 2	2 0 . 0	
②連結実質赤字比率	—	—	—	1 9 . 9 2	3 0 . 0	
③実質公債費比率	6 . 4	6 . 4	0 . 0	2 5 . 0	3 5 . 0	
④将来負担比率	5 9 . 1	3 2 . 5	2 6 . 6	3 5 0 . 0		

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。

2 個別意見

① 実質赤字比率について

令和 6 年度の実質赤字比率は赤字額がなく、早期健全化基準 1 4 . 9 2 %を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和 6 年度の連結実質赤字比率は赤字額がなく、早期健全化基準 1 9 . 9 2 %を下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和 6 年度の実質公債費比率は 6.4 % となっており、令和 5 年度から増減なしであり、早期健全化基準の 25.0 % を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和 6 年度の将来負担比率は 59.1 % となっており、令和 5 年度より 26.6 ポイント上昇しているが、早期健全化基準の 350.0 % を下回っている。

3 審査意見

令和 6 年度における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き財政の健全化に努められたい。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 7 号

令和 6 年度栗山町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度栗山町資金不足比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
住宅団地造成事業特別会計	—
工業団地造成事業特別会計	—

備考

公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

栗監査第 15 号
令和 7 年 8 月 15 日

栗山町長 佐々木 学 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

令和 6 年度栗山町公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 6 年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計及び栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計、栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率

2 審査の期間

自 令和 7 年 7 月 2 8 日

至 令和 7 年 7 月 2 8 日

3 審査の手続き

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度との 比 較	経営健全化 基 準	備考
①水道事業会計	—	—	—	20.0	
②下水道事業会計	—	—	—	20.0	
③住宅団地造成 事業特別会計	—	—	—	20.0	
④工業団地造成 事業特別会計	—	—	—	20.0	

備考：公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

2 個別意見

① 水道事業会計資金不足比率について

令和 6 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0 % を下回っている。

② 下水道事業会計資金不足比率について

令和 6 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0 % を下回っている。

③ 住宅団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和 6 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0 % を

下回っている。

④ 工業団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和6年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 審査意見

令和6年度における資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、経営収支が不均衡な状況又はその他の経営状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き経営の健全化に努められたい。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 8 号

放棄した債権の報告について

栗山町債権管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、別紙調書のとおり町の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

令和 6 年度債権放棄調書

会計区分	債権の名称	債権の金額	債権の件数	放棄した事由
一般会計	給食費負担金	11,427 円	1 件	所在不明
水道事業会計	水道料金	18,129 円	10 件	時効
合 計		29,556 円	11 件	

報告第9号

令和6年度栗山町内部統制評価報告について

地方自治法第150条第4項の規定により、令和6年度栗山町内部統制評価報告書を作成したので、同条第6項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、本議会に報告する。

令和6年度栗山町内部統制評価報告書

栗山町長 佐々木 学 は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本町においては、令和3年11月に「栗山町内部統制に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき、業務に関する内部統制の取組、並びにコンプライアンスの推進を含む全庁的な内部統制環境等の整備及び運用を行うこととしている。

令和6年度においては、業務量調査（業務棚卸）の実施、並びに栗山町職員人材育成・確保基本方針の策定、コンプライアンス研修会の開催ほか、以下に記載の内部統制環境等の整備に係る取組を行った。

(1) 業務に関する内部統制

ア 業務量調査（業務棚卸）の実施

全庁的な業務改革を実施するうえで重要となる業務プロセスの可視化を目的に、業務量調査（業務棚卸）を実施し、問題点の可視化及び課題の明確化を図った。

また、本調査結果をもとに、それぞれの業務における課題に即したDXによる業務改革案を検討した。

イ DX推進研修会の開催

職員におけるDXに対する共通理解を深め、DX推進に対する機運を醸成することを目的に、DX推進研修会を実施した。

ウ 業務改革の体制整備

DXを円滑に推進し、必要かつ具体的な検討を進めることを目的に、栗山町DX推進委員会を設置した。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化

ア 栗山町職員人材育成・確保基本方針の策定及び周知

業務の効率化や風通しの良い職場風土の醸成を図りながら、長期的な視点で計画的かつ効果的な人材育成・確保を図ることを目的に、「栗山町職員人材育成・確保基本方針」を策定し、全職員に周知した。

イ 職員研修の実施

公務員倫理及び内部統制に関する意識と能力を高めるため、外部講師の招聘による研修会等を実施した。令和6年度においては、一般職員を対象とした「信頼関係を築く接遇対応」、管理職層を対象としたオンライン教材による「マネジメントの基礎コース」に係る研修を実施した。

ウ Q Cサークル活動（小集団改善活動）の試行実施

業務改善の取組等も含めた各職場単位での日常・定期の研修・意識啓発の取組を推進することを目的に、一部の職種においてすでに取り組んでいるQ Cサークル活動（小集団改善活動）を総務課においても試行的に実施した。

2 評価手続

令和6年4月～令和7年3月を評価対象期間とし、上記1に記載した、業務に関する内部統制の取組及び、全庁的な内部統制環境等の整備に関する取組の評価を実施した。

なお、本評価にあたっては、行政内部における評価に加え、栗山町職員倫理条例第7条の規定により設置した附属機関「栗山町内部統制等推進委員会」からの客観的な評価も行ったものである。

3 評価結果

(1) 業務に関する内部統制に関する評価

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、業務に関する内部統制の取組については、概ね有効に整備及び運用がなされているものと評価する。

今後、継続的な業務改革や業務に対するリスクマネジメント実施のプロセスへの対応などのさらなる取組の充実を要する。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化に関する評価

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制環境等の強化に関する取組については、概ね有効に整備及び運用がなされているものと評価する。

今後、総務課による全庁的な研修機会に限らず、業務改善の取組等も含めた各職場単位での日常・定期の研修・意識啓発の取組を要する。

4 重大な不備（不適正事案の発生等）に関する事項

記載すべき事項はなし。

5 今後の課題又は取組について

(1) 業務に関する内部統制

ア 業務の効率性及び信頼性の向上のため、令和6年度に立案したD Xによる業務改革案の中で実現可能な施策を実践するなどの継続的な業務改革への取組を順次進めるものとする。

イ 職員の意識の醸成を図り、継続的な業務改革を組織に定着させるため、今後、引き続き、D X推進研修会の開催などの取組を継続する。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化

- ア 「栗山町職員コンプライアンスブック」の継続的な周知を行い、職員への浸透を図るものとする。
- イ 「栗山町職員倫理条例」及び内部通報制度の効果的な運用に向けて、職員や町民等に対する制度周知を継続するものとする。
- ウ 職員を対象とするコンプライアンス研修等を継続して実施する。管理監督職の管理・指導能力、マネジメント能力の向上や、一般職による接遇・コミュニケーション、業務効率の向上などを図る職階別の研修を実施するなど、オンライン型研修の実施を含め、効果的な研修の取組を継続する。
- エ 定期の職場ミーティングの活用や試行的な取組を実施するなど、業務改善の取組等も含めた各職場単位での日常・定期の研修・意識啓発の取組を推進する。

令和6年度栗山町内部統制評価報告書審査意見書

栗山町監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

栗 監 査 第 1 7 号

令和7年8月15日

栗山町監査委員 谷 田 進太郎

栗山町監査委員 藤 本 光 行

1 審査の対象

「令和6年度栗山町内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度栗山町内部統制評価報告書の審査は、栗山町長が作成した内部統制評価報告書について、栗山町長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和6年度内部統制評価報告書について、栗山町長及び内部統制評価担当課から報告を受け、栗山町監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度栗山町内部統制評価報告書について上記2及び3に基づき審査したところ、町長は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。よって内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 審査結果を踏まえた意見

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見を付記する。

業務に関する内部統制については、特に業務の効率性及び信頼性向上のため、令和6年度に立案したDXによる業務改革案を実現させることが重要である。業務の標準化への取り組み、また、それぞれの業務における課題に即したDXによる業務改革を定着させるため

には、職員への継続的な意識の醸成が重要である。今後においてもD X推進研修会の開催など、継続した取組みを望む。

全庁的な内部統制環境等の強化に関することについては、全職員の意識の共通化をはかるべく職員研修の実施についても受講漏れがないよう工夫して取り組まれている。今後においても効果的な研修の取組みを図っていくことを望む。また、総務課において試行的に実施したQ Cサークル活動（小集団改善活動）については、実務の中で職員同士の意識を高めていく場となることから、全庁的な導入に向けて、研修で学んだことを実務に生かせるよう職員研修会とQ Cサークル活動を連動させる取組みの検討を願う。

本年は、重大な不備に関しては発生がなかったが、日々の業務においては、さまざまなインシデントや軽微なアクシデントの発生が予想される。

今後も内部統制における基本要素であるリスクの評価と対応、情報伝達の徹底に努めることを望む。

報告第10号

令和6年度一般財団法人栗山町農業振興公社 決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度一般財団法人栗山町農業振興公社決算について本議会に報告する。

令和6年度

一般財団法人 栗山町農業振興公社決算書

一般財団法人 栗山町農業振興公社

令和6年度 一般財団法人栗山町農業振興公社事業報告

自	令和 6年4月 1日
至	令和 7年3月31日

概 要

令和6年度における一般財団法人栗山町農業振興公社は、1. 事業概要のとおり本町農業の構造改善と担い手づくりに資するための事業を行い、農業生産性の向上と地域の活性化を図るなど、本町農業の振興に努めてまいりました。

1. 事業概要

(1) 農地流動化対策事業

- 1) 農地流動化意向調査の実施
- 2) マッピングシステムの活用及び農家台帳等の各種情報のデータ更新

(2) 農地利用集積計画特例事業

- 1) 農地売買等事業（転貸）
 - (新規) 実績なし
 - (継続) 貸し手2件、借り手3件 4.3ha
 - (合計) 貸し手2件、借り手3件 4.3ha
- 2) 農地中間保有実績 0件（継続2件）

(3) 地域を担う人材の育成と新規農業参入の推進

- 1) 担い手農家育成と活動支援
 - ①くりやま農業未来塾の開講（第12期生6名）
 - ②くりやま農業女性塾の開講（塾生12名）
 - ③若手農業者のプロジェクト活動支援（4Hクラブ）
- 2) 農村人口減少対策と新規農業参入の推進
 - ①新規就農者等受入推進
 - 新規就農希望者等面談（60組）
 - 新・農業人フェアへの出展（東京、大阪 面談16組）
 - 北海道新規就農フェアへの出展（札幌 面談30組）
 - 公社来所直接面談（6組）
 - 公社電話、メール面談（8組）
 - 農業体験受入（2組）
 - 新規就農研修者受入れ（農家研修1組）
 - ②農業関係機関と連携した新規就農者支援
 - 新規就農者交流会（1回35名）
 - 認定新規就農者（0件）

(4) 営農に関する情報提供と支援

- 1) ICT農業経営支援 (RTK自動操舵装置 6 件、ドローン 1 件)
- 2) スマート農業技術活用促進法に係る研修会 (1 回 20 名)

(5) 栗山町農業振興事業

1) ブランド対策事業

- ①都市農村交流活動助成事業 (1 件)
- ②耕畜連携拡大助成事業 (1 件)
- ③家畜防疫対策助成事業 (1 件)
- ④牧草地再生対策事業 (1 件)
- ⑤地力増進緑肥助成事業 (3 件)
- ⑥農村景観向上助成事業 (2 件)

2) 担い手対策事業

- ①農業後継者育成支援事業 (7 件)
- ②農業新規参入者施設等導入助成事業 (1 件)

3) 農地対策事業

- ①低コスト圃場整備助成事業 (26 件)
- ②農村景観環境整備事業 (2 件)
- ③アライグマ侵入防止電気柵設置支援事業 (6 件)
- ④鹿侵入防護柵設置等助成事業 (15 団体)
- ⑤農地災害復旧等工事助成事業 (10 件)
- ⑥畑地輪作体系確立事業 (13 件)
- ⑦農地維持支援事業 (1 件)

(6) その他目的を達成するために必要な事業

- 1) 北海道大学農学部農業経済学科農村調査実習の実施 (学生 26 名参加、受入農家 7 戸)
- 2) くりやま農業応援隊の実施 (延べ 147 名、受入農家 4 戸、3 地区)
- 3) 東大むら塾合宿受入 (夏合宿 学生 16 名参加、受入農家 7 戸)
(春合宿 学生 11 名参加、受入農家 1 戸)
- 4) 農業振興に関する先進的取組の視察研修 (農業振興推進委員視察研修)
- 5) 地域懇談会の開催 (151 名、21 地区)

(7) 会議等の開催

- 1) 評議員会 3 回
- 2) 理事会 4 回
- 3) 監査 2 回
- 4) 農業振興推進委員会 4 回
- 5) 視察等受入 6 件

収 支 計 算 書 総 括 表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科 目	実施事業等会計 法人会計	そ の 他 会 計	内部取引控除	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	300	0		300
事業収入	484,427	30,346,311		30,830,738
補助金等収入	0	0		0
負担金収入	19,300,000	0		19,300,000
町負担金	15,300,000	0		15,300,000
J A 負担金	4,000,000	0		4,000,000
雑収入	302,175	0		302,175
事業活動収入計	20,086,902	30,346,311	0	50,433,213
2. 事業活動支出				
事業費支出	15,851,040	25,569,561		41,420,601
農地流動化対策事業支出	1,890,346	0		1,890,346
農地利用集積計画特例事業支出	1,656,578	0		1,656,578
担い手確保・育成事業支出	5,808,590	0		5,808,590
営農支援事業支出	6,495,526	0		6,495,526
ブランド対策事業支出	0	1,656,000		1,656,000
担い手対策事業支出	0	2,480,000		2,480,000
農地対策事業支出	0	21,433,561		21,433,561
農地中間保有支出	0	0		0
管理費支出	1,126,047	3,296,482		4,422,529
事業活動支出計	16,977,087	28,866,043	0	45,843,130
事業活動収支差額	3,109,815	1,480,268	0	4,590,083
II 投資活動収支の部				
投資活動収支差額	0	0	0	0
III 財務活動収支の部				
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0	0
当期収支差額	3,109,815	1,480,268	0	4,590,083
前期末残高	23,719,587	8,657,202	0	32,376,789
当期末残高	26,829,402	10,137,470	0	36,966,872

貸借対照表

令和7年3月31日現在

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科	目	当 年 度	備 考
I	資産の部		
1.	流動資産		
	現金預金	19,464,245	
	未収金	0	
	前払費用	162,617	
	流動資産合計	19,626,862	
2.	固定資産		
(1)	基本財産		
	定期預金	15,000,000	
	基本財産合計	15,000,000	
(2)	特定資産		
	運営基金（普通預金 公社農業振興事業・農地中間保有）	32,152,056	
	中間保有農地	7,043,320	
	特定資産合計	39,195,376	
(3)	その他固定資産		
	什器備品	2,414,042	
	その他固定資産合計	2,414,042	
	固定資産合計	56,609,418	
	資産合計	76,236,280	
II	負債の部		
1.	流動負債		
	未払金	30,842	
	預り金	43,190	
	流動負債合計	74,032	
2.	固定負債		
	農地中間保有	10,000,000	
	固定負債合計	10,000,000	
	負債合計	10,074,032	
III	正味財産の部		
1.	指定正味財産	29,195,376	
	（うち特定資産への充当額）	29,195,376	
2.	一般正味財産	36,966,872	
	（うち基本財産への充当額）	15,000,000	
	正味財産合計	66,162,248	
	負債及び正味財産合計	76,236,280	

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科 目				金 額		
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金						
普通貯金	そらち南農業協同組合	本所	公社名義	13,951,078		
	そらち南農業協同組合	本所	税金管理口座	11,770		
	そらち南農業協同組合	本所	社会保険管理口座	69,980		
	そらち南農業協同組合	本所	雇用保険管理口座	31,417		
	そらち南農業協同組合	本所	農地中間保有口座	5,400,000		
前払費用 会計ソフト定期契約未経過分他				162,617		
流動資産合計					19,626,862	
2. 固定資産						
基本財産						
定期貯金	そらち南農業協同組合	本所	公社名義	15,000,000		
基本財産合計					15,000,000	
特定資産						
普通貯金	そらち南農業協同組合	本所	農業振興事業会計名義	9,195,376		
普通貯金	そらち南農業協同組合	本所	農地中間保有会計名義	22,956,680		
中間保有農地				7,043,320		
特定資産合計					39,195,376	
その他固定資産						
什器備品 中山間情報管理システム機器				2,414,042		
その他固定資産合計					2,414,042	
固定資産合計					56,609,418	
資産合計						76,236,280
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	回線使用料等			30,842		
預り金	源泉所得税分			11,770		
	社会保険料分			0		
	雇用保険料分			31,420		
流動負債合計					74,032	
2. 固定負債						
長期預り金	そらち南農業協同組合	本所	農地中間保有会計名義	10,000,000		
固定負債合計					10,000,000	
負債合計						10,074,032
III 正味財産						66,162,248

財務諸表に対する注記

平成24年度からの「公益法人会計基準」（平成20年4月11日／平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）を適用しています。

1. 消費税等の会計処理

免税制度適用期間につき税込処理

2. 会計方針の変更

特になし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	15,000,000	0	0	15,000,000
小 計	15,000,000	0	0	15,000,000
特定資産				
運営基金（普通預金）	34,300,472	28,201,737	30,350,153	32,152,056
中間保有農地	9,166,480	0	2,123,160	7,043,320
小 計	43,466,952	28,201,737	32,473,313	39,195,376
合 計	58,466,952	28,201,737	32,473,313	54,195,376

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	15,000,000	0	15,000,000	0
小 計	15,000,000	0	15,000,000	0
特定資産				
運営基金積立金	32,152,056	22,152,056	0	10,000,000
中間保有農地	7,043,320	7,043,320	0	0
小 計	39,195,376	29,195,376	0	10,000,000
合 計	54,195,376	29,195,376	15,000,000	10,000,000

5. 重要な後発事象

なし

6. その他

なし

議案第 22 号

栗山町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例の 一部を改正する条例

栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報提供の提供」を加える。

第 3 条中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条第 1 項中「町の執行機関が次項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う」を「別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う」に改める。

第 4 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「町の執行機関」を「町長又は教育委員会」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた

場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第4号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	栗山町放課後児童健全育成事業実施条例（平成17年条例第23号）の規定による児童クラブ利用料の決定に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給要件に該当する者として認定されている者に対して障害の種類及び程度に応じて支給する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	栗山町公営住宅条例（平成9年条例第10号）の規定による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの

	の（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	栗山町就学援助取扱要綱（令和6年教育委員会告示第3号）の規定による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛情報」という。）であって規則で定めるもの

2 町長	子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	栗山町放課後児童健全育成事業実施条例の規定による児童クラブ利用料の決定に関する事務	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給要件に該当する者として認定されている者に対して障害の種類及び程度に応じて支給する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則に定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	栗山町公営住宅条例の規定による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 町長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	栗山町就学援助取扱要綱の規定による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

1	教育委員会	栗山町就学援助取扱要綱の規定による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2	教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第23号

栗山町職員の育児休業等に関する条例及び 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例

(栗山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 栗山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては、当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては、ウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に

該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては、同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする

場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第３条に次の２号を加える。

- (6) 第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は第２条の４の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第１７条中「育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする」を「次に掲げる職員とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「（昭和２２年法律第４９号）」を削り、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職

員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷

又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、栗山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 栗山町職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心

身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（栗山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の栗山町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 24 号

栗山町体育施設条例の一部を改正する条例

栗山町体育施設条例（平成 17 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中栗山町ふじ交流センターの項を削る。

別表第 2 中栗山町ふじ交流センターの項を削る。

別表第 3 中 5 の項を次のように改める。

5 栗山町ふじスポーツ広場

(1) 専用使用

区分		使用料（1 時間につき）
アマチュアスポーツに使用	小・中学生	1, 400 円
	高校生・一般	2, 780 円
プロスポーツその他催物に使用		8, 380 円
附帯設備	夜間照明	1, 040 円
	管理棟	360 円
	栗山町ふじ交流センター 研修室 A	700 円
	栗山町ふじ交流センター 放送設備・研修室 B	360 円

(2) 個人使用

区分		使用料
附属設備	栗山町ふじ交流センター シャワー	1 人 1 回につき 100 円

(3) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10 割	
営利又は営業が目的の場合	10 割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30 割	

開館時間以外の使用	1 割	ア 上記いずれかの加算がある場合は、 加算後の使用料に加算する。 イ 夜間照明の使用料は除く。
-----------	-----	---

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は 1 時間として計算するものとする。
- 4 使用面積を 2 分の 1 以下に区切って使用する場合（附帯設備を除く。）は、加算後の使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 5 備付物件の使用料は、規則で定める。

別表第 3 中 6 の項を削り、7 の項を 6 の項とし、8 の項から 12 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に使用の許可を受けているものの使用料は、なお従前の例による。

（栗山町公の施設使用料減免条例の一部改正）

- 3 栗山町公の施設使用料減免条例（平成 17 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「、栗山町ふじ交流センター」を削る。

議案第 25 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

記

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 26 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

記

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の 一部を変更する約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 27 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

記

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。